

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

四万十市長 中平 正宏

市町村名 (市町村コード)	四万十市 (39210)	
地域名 (地域内農業集落名)	西富山地区 (上古尾、下古尾、竹屋敷)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月6日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>(上古尾) 基盤整備は一部行われているが、大部分が未整備であり、狭地であったり水の問題がある耕作条件不利地のため、荒廃が進んでいる。現在、地区内の担い手も高齢者が多く、耕作条件の改善がなされなければ、農地の維持管理が困難となり、10年後は耕作放棄がかなり進行すると考えられる。</p> <p>(下古尾) 基盤整備は一部行われているが、大部分が未整備であり、狭地であったり水の問題がある耕作条件不利地のため、荒廃が進んでいる。集落協定により、地区内の一定範囲の農地は守られているが、担い手は高齢者が多く、耕作条件を改善し、地区外の担い手を含めた経営体へ農地の集積がされなければ、農地の維持管理が困難となり、10年後は耕作放棄が進行する恐れがある。また、鳥獣被害の防止対策が必要である。</p> <p>(竹屋敷) 基盤整備は一部行われているが、大部分が未整備であり、狭地であったり水の問題がある耕作条件不利地のため、荒廃が進んでいる。現在、地区内の担い手も高齢者が多く、耕作条件の改善がなされなければ、農地の維持管理が困難となり、10年後は耕作放棄がかなり進行すると考えられる。</p>
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・地区内で新規就農者の確保・育成とともに、新たな農地の受け手の確保が必要 ・他地区の経営体を地域の担い手として位置付け、農地の利用・集積を図る ・農地利用などを推進するためには地区内に新規就農者などと呼び込む必要がある

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	42.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	17.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

<ul style="list-style-type: none"> ・基盤整備ができていない農地は優先的に利用、管理する ・耕作者がおり、今後も利用が可能な農地を優先的に管理する ・耕作継続が厳しい場合は荒廃防止のための保全管理に取り組む

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域内には担い手が少なく、水田の荒廃が進んでおり、農地の集積・集約の目途はたっていない。今後、当該地区の耕作者を増やすには、耕作条件の改善を行い、地区外を含めた経営体への集約を図っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、将来的には、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
今後も安定的に耕作維持を図るために、中心経営体の担い手や集落営農組織、地区内で確保できない場合には地区外からの雇用等を含め、地区全体で農業振興を図ることが必須となる。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
今後、高齢化や後継者不足のため耕作困難となることが考えられる地区については、地区内外の中心経営体である認定農業者や担い手・集落営農組織等への農作業委託を積極的に進めていき、安定的な耕作維持につなげていく。 中村地域営農協議会(広域連携組織)でドローン等を導入し、集落営農組織等で活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
- ③ドローン・草刈り機・IT等を導入し、省力化を図る。
- ⑦土地条件の良好でない農地については、保全管理を行う。
- ⑧良好な農地で集積を進めるため、補助事業等を活用し、水路等の整備を行っていく。